

徳島県青少年センター 指定管理者募集要項

令和4年7月

徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第 1 | 要項の趣旨 | 1 |
| 第 2 | 管理運営の内容 | 1 |
| 1 | 施設の概要 | 1 |
| 2 | 指定管理者が行う業務の範囲 | 1 |
| 3 | 指定期間 | 2 |
| 4 | 管理の基準 | 2 |
| 5 | 業務に必要な経費 | 2 |
| 6 | 事業収支に関する事項 | 2 |
| 第 3 | 申請資格 | 4 |
| 第 4 | 申請方法等 | 5 |
| 1 | 募集要項の公表及び配付期間 | 5 |
| 2 | 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール | 6 |
| 第 5 | 申請書類の提出 | 6 |
| 第 6 | 申請書類の作成要領 | 7 |
| 第 7 | 審査方法等 | 10 |
| 1 | 審査の方法 | 10 |
| 2 | 審査の日程 | 10 |
| 3 | 審査の基準 | 10 |
| 4 | 指定管理者の候補の選定 | 10 |
| 第 8 | 指定管理者の指定及び協定締結 | 11 |
| 1 | 指定管理者の指定 | 11 |
| 2 | 協定の締結 | 11 |
| 第 9 | 留意事項 | 11 |
| 1 | 事業の継続が困難となった場合の措置 | 11 |
| 2 | 審査の対象又は優先交渉権者からの除外 | 11 |
| 3 | 申請書類等の取り扱い | 12 |
| 4 | 費用負担 | 12 |
| 5 | その他 | 12 |

徳島県青少年センター 指定管理者募集要項

第1 要項の趣旨

徳島県青少年センター（以下「センター」という。）は、青少年の余暇の有効な活用に必要な場と機会を提供し、青少年が行う団体活動を援助する等により、青少年の健全な育成を図るとともに、幼児から高齢者まで幅広い県民が利用できる施設として、県民の福祉の向上に資することを目的として設置されたものです。

このたび、現在のセンターにおける指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、徳島県（以下「県」という。）は、センターの設置目的を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）、徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年徳島県条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づき、次のとおり、センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 管理運営の内容

1 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 徳島県青少年センター |
| (2) 所 在 地 | 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル9階及び屋上部分 |
| (3) 施設面積 | 9階 約1,770㎡ 屋上 約840㎡ ただし、別添資料「管理運営業務要求水準書 参考資料2 施設配置図（管理の範囲）青色表示部分 |
| (4) 主要施設 | 屋上スポーツコート、卓球室、フィットネスジム、大会議室 音楽室・ダンススタジオ、音楽練習室、和室 等 |

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「徳島県青少年センター管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

- (1) 条例第3条第1号及び第7号（知事が指定するものを除く。）に掲げる業務
- (2) センターの施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- (3) 条例第8条第1項に規定する利用の許可に関する業務
- (4) 条例第14条第1項に規定する利用料金に関する業務
- (5) その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 管理の基準

条例において、休館日、供用時間等に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載していますが、休館日や供用時間について、県民の利用の幅がより広がる内容の申請をすることも可能です。

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料と施設の利用料金収入等をもって、業務を行うものとしません。指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画書に記載された額（税込額）を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、指定管理料（税込額）については、以下に示す想定年間上限基準額（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで運営した場合の運営基準額）を上回る提案をした場合は失格となりますので、想定年間上限基準額以下で設定してください。

想定年間上限基準額 56,943千円

また、光熱水費（電気、ガス、水道）については、実績額により調整を行うこととします。

調整の方法は、光熱水費の実績額（税込み額）が、8,114千円／年度を超える又は下回った場合には、施設の利用状況に応じて、県と指定管理者が協議の上、実績額により調整を行います。

6 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

本施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、県は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された事業計画書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、徳島県の予算の範囲内で、県と指定管理者の協議により決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払時期、方法等は協議で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の計画書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、県と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この募集要項や協定で定めたものを満たしていない場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

○参考 指定管理料算出の考え方

「管理運営費用」及び「事業に係る費用」から、「施設運営収入」を減じた額として提案いただいた額を、「指定管理料」として支払います。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

業務に必要な経費のうち、指定管理料は毎年、基本協定書により決定した額が支払われますが、利用料金収入は利用の状況により変動します。利用料金収入が収支計画を上回った分も指定管理者の収入として収受できますが、下回っても指定管理料の変更はありません。

なお、指定管理者は、センターの利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、条例第14条別表に掲げる基準額(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、知事の承認を得て、利用料金の設定をしてください。

また、利用料金の減免については、知事の承認を得て、設定してください。

なお、県が適正な利用区分及び利用料金の調査等を行う場合には、協力して実施することとし、変更する結果となった場合には、県と指定管理者との協議により、指定管理期間中に利用区分及び利用料金を変更する場合があります。

イ 利用者から徴収する料金（利用料金を除く）

利用料金を除き、利用者に費用の負担を求めることが適当なサービスについては、次の①、②、③のとおり料金を徴収することとします。また、徴収した料金は、指定管理者の収入とすることができます。

① 指定事業

施設の設置目的の範囲内で、県が業務要求水準書で業務を指定し、指定管理者が利用料金、利用者から徴収する実費相当の料金、指定管理料等を充当して実施する事業です。

利用者から徴収する料金は、実費相当額とし、料金の設定については、あらかじめ県の承認を得てください。

② 自主事業（目的内）

施設の設置目的の範囲内で、指定事業の実施を妨げない範囲内において、指定管理者が自己の費用と責任において実施する事業です。

利用者から徴収する料金は、指定管理者が任意に設定できますが、料金の設定については、広く県民が利用する公の施設で実施する事業であることを十分に踏まえてください。

③ 自主事業（目的外）

地方自治法第238条の4第7項の規定により、指定管理者が県から行政財産の目的外の使用について許可を受け、自己の費用と責任において実施する事業です。

利用者から徴収する料金は、指定管理者が任意に設定できますが、料金の設定については、広く県民が利用する公の施設で実施する事業であることを十分に踏まえてください。

ウ 広告宣伝業務収入

ホームページ及び印刷物を利用した広告宣伝業務から得られる収入は、指定管理者の収入とすることができます。

(3) 管理運営費用

指定管理者が行わなければならない施設の維持管理・運營業務に伴う、指定管理者の人件費、施設等の修繕費、備品費、光熱水費、通信費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費等が含まれます。

(4) 事業に係る費用

指定管理者が企画・実施する各事業に係る経費等が含まれます。

(5) 留意事項

センターは、ネーミング・ライツ制度導入施設であり、パートナー企業の協力を得て「愛称」を付与しています。

現在の愛称「とくぎんトモニプラザ」の使用期間は令和10年3月31日までとなっています。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書第1章5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、センターの設置目的に沿って適切、効果的に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる（1）及び（2）の全ての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が（1）及び（2）の要件を満たすとともに、全ての構成員が（2）の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること。

(2) 法人及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）又は徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- カ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の許可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 成年被後見人、被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配付期間

募集要項は、令和4年7月19日から県のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課の窓口において、令和4年7月19日から8月30日の間（午前10時から午後5時まで）、配付を行います。（土日及び祝日は除く）

郵送を希望する場合は、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）もしくはレターパックライト（額面370円のもの）を同封の上、徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課まで請求してください。（8月30日必着）

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

(1) 現地説明会の開催

日時：令和4年8月30日（火）午前10時から

集合場所：アミコビル9階 エレベーター前

参加申込：別添資料④様式集（以下同じ）様式1に、必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課宛てにお送りください。

申込締切：令和4年8月25日（木）午後5時まで

留意事項：

- ・指定管理者に申請する予定の方は、現地説明会にできる限り参加してください
- ・移転準備中のため、見学できる施設が限られる場合があります。
- ・参加人数については、制限することがあります。
- ・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課で配付します。

(2) 募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和4年9月2日（金）午後5時まで

質問方法：質問書（様式2）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課宛てにお送りください。

回答方法：受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、県のホームページにて回答する予定です。

第5 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：令和4年9月6日（火）から令和4年9月20日（火）までの
午前10時から午後5時まで

※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所：徳島県庁2階 徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課

受付方法：申請書類一式を、郵送（配達証明便による）又は持参により提出してください。

なお、郵送の場合は、上記受付期間内の必着とし、あらかじめ電話にて郵送した旨をご連絡ください。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本15部を提出してください。

(3) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（様式3）

イ 誓約書（様式4）

ウ 参加グループ構成員表（様式5）

- エ 参加グループ協定書の写し（様式 6）
- オ 参加グループ委任状（様式 7）
- カ 法人等概要書（様式 8 表 1）
- キ 法人等役員一覧（様式 8 表 2）
- ク 法人等の主要業務実績一覧（様式 9）

※次の a～d を添付してください。

- a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - b 法人にあっては当該法人の登録簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）
 - c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。また、設立 2 年目の法人にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。）
 - d 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税に関する過去 3 年分の納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。）
- ケ 事業計画書（様式 10-1～10-14）

第 6 申請書類の作成要領

様式については、別添資料④のとおりです。

（1）様式 9 について

申請書の過去 3 箇年程度の主要業務実績について 18 件を上限として記入してください。（文化ホール等に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）

本様式は、A4 判で 1 ページを上限に MS WORD（バージョンは MS WORD97 以降）若しくは一太郎（バージョンは 9 以降）とし、10.5 ポイント活字で作成してください。

（2）事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成にあたっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ 事業計画書（様式 10-1～10-14）は A4 判のモノクロで作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について 1～3 ページ程度で作成してください。ただし、様式 10-3 から 10-5、10-9 及び 10-10 については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は、様式 10-7 の表-1 以外は MS WORD（バージョンは MS WORD97 以降）若しくは一太郎（バージョンは 9 以降）とし、10.5 ポイント活字で作成し、様式 10-7 の表-1 は MS EXCEL を使用して作成し、その内容を記録した CD-

Rを添付して提出してください。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は日本標準時とします。

(3) 各様式の作成について

様式10-1（施設の管理運営方針）

センターの設置目的である「青少年の健全な育成」及び「幅広い県民が利用できる施設」についての基本的な考え方を明確にするとともに、指定管理者制度の導入目的である「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記載してください。

様式10-2（利用者ニーズの把握・分析と利用促進）

センターの設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握と分析を行い、事業の構成・内容や管理運営に反映し、利用促進を図るかについて、具体的かつ現実的に記載してください。

様式10-3（指定事業）

県民の余暇の有効な活用に必要な場と機会を提供し、県民の福祉の向上を目的としたスポーツ・レクリエーション一般公開講座の事業計画（指定期間中）について、具体的かつ現実的に記載してください。

また、eスポーツ、アニメの運営についての考え方等を記載するとともに、一般公開講座の概要（種目、日時、場所）、指導員の確保策や報酬額、受講者の募集方法、参加費、事業費の積算根拠、参加費を削減するための工夫等について、詳しく記載してください。

様式10-4（自主事業【目的内】）

センターの利用と県民サービスの向上を目的とした文化・芸術講座、スポーツ・レクリエーション講座、教養講座、季節のイベントや講演会、その他催事などの事業計画について、具体的かつ現実的に記載してください。

また、事業の概要（内容、日時、場所）、受講者の募集方法、事業費の積算根拠（講師の謝金、参加費、参加人数等）、参加費を削減するための工夫等について、詳しく記載してください。

様式10-5（自主事業【目的外】）

施設利用者の利便性に供するための飲食（カフェ）、物販（自動販売機）、契約ロッカー等の施設を、県から使用許可を受け設置・運営することを前提に、具体的かつ現実的に記載してください。

様式10-6（適正な維持管理）

センターの施設の日常的、定期的な安全管理等について、基本的な考え方及び重視するポイントを、指定管理者として目指すセンターの将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記載するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

様式10-7（表-1、表-2）（収支計画書）

センターを管理運営するにあたっての収支計画を収入、支出の各項目ごとに表-1に記載してください。

また、表-2については、表に掲げる支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記載してください。

様式10-8（管理運営体制など技術的能力）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務の適正な遂行の確認を目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、センターにどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するかについて、「職員体制」（様式10-9）及び「協力法人等一覧」（様式10-10）を作成してください。

様式10-9（職員体制）

表-1については、センターに配置する予定の職員全てについて、記載してください。

表-2については、表-1に記載した職員（派遣職員を除く。）について記載してください。

様式10-10（協力法人等一覧）

業務を行うにあたって、業務の一部を委託することを予定している法人等がある場合には、当該法人名等について記載してください。該当がない場合も「該当無し」と記入して提出してください。

なお、委託できる業務は、警備、清掃等の施設の維持管理業務及び業務の性格上委託を前提としている業務に限られます。

様式10-11（地域との連携）

地域の関連団体（地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携してセンターを管理運営するか、方針及び計画について具体的に記載してく

ださい。

様式 10-12 (安全管理)

安全管理について、情報管理、事故予防、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育等について、その考え方を記載してください。

また、個人情報の適正な取扱いについての方策を記載してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、併せて提出してください。

様式 10-13 (環境への配慮)

センターの管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記載してください。

様式 10-14 (総括表)

様式 9 及び様式 10-1 から 10-13 の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計 1000 字以内 (厳守) で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、頁送りは可能です。

第 7 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な者 (以下「優秀者」という。) を選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

2 審査の日程

審査は、申請受付終了後から令和 4 年 10 月中旬を予定しています。ヒアリング等を行う場合もあります。

3 審査の基準

審査は、別添資料③の審査基準に基づき総合的に判断します。

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和 4 年 12 月下旬を目途に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。同時に、結果は県のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が 2

団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、御承知おきください。

第8 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料②のとおりです。

第9 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合など、指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

(1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合

(3) 複数の事業計画書を提出した場合

- (4) 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) 以下の欠格条件に該当した場合
- (8) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、全て申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 情報公開

申請書類への公開請求があった場合には、徳島県情報公開条例に基づき、請求者に対して公開することがあります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、全て申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和4年9月26日(月)までに(様式3-2)により申し出てください。

(2) 問合せ先及び申請書提出先

徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課
若者・青少年育成担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2176

ファクシミリ：088-621-2843

メールアドレス ikusei@mail.pref.tokushima.jp

別添資料① 管理運營業務要求水準書

別添資料② 徳島県青少年センターの管理運営に関する基本協定書（案）

別添資料③ 審査基準

別添資料④ 様式集

別添資料⑤ 指定管理者募集スケジュール